

コンセッション		愛知県有料道路運営等事業《愛知県道路公社》		
人口:約 751 万人				
<p>■ 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8 路線を対象に愛知県道路公社が所有・運営する有料道路にコンセッション方式を導入するもの。民間提案による附帯事業・任意事業も含む。 				
<p>■ 事業実施の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の利便増進を図るとともに、民間事業者の創意工夫による一層の低廉で良質な利用者サービスの提供、有料道路の利便性向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出、効率的な管理運営の実現、確実な償還の実施を図るため、コンセッション方式を導入したもの。 				
<p>■ PPP/PFI 手法導入のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備特別措置法(以下、「特措法」という。)では、道路を新設又は改築して料金を徴収できる者を道路管理者、地方道路公社や高速道路株式会社に限定しており、民間事業者による有料道路の運営は認められていない。 ・このため、本事業は、愛知県道路公社が特措法に基づき料金徴収を行う公社管理道路について、国家戦略特別区域法に基づく認定を受けて、特措法及び PFI 法の特例を定める構造改革特別区域法に基づき実施している。 				
《事業データ》				
施設規模	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の 8 路線 (72.5km)。 			
	道路名	延長	道路名	延長
	①知多半島道路	20.9 km	②南知多道路	19.6 km
	③知多横断道路	8.5 km	④中部国際空港連絡道路	2.1 km
	⑤衣浦トンネル	1.7 km	⑥猿投グリーンロード	13.1 km
	⑦衣浦豊田道路	4.3 km	⑧名古屋瀬戸道路	2.3 km
併設される民間収益施設等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも事業区域外の任意事業として提案。 <ul style="list-style-type: none"> ①食の拠点事業(阿久比 PA 上り連結型事業「愛知多の大地」) <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積約 31,000 坪・食と安らぎのリゾート施設 ②コンベンションの拠点化事業(中部臨空都市(空港島)国際ブランドホテル) <ul style="list-style-type: none"> ・150~300 室。 ③環境取組の拠点化事業(地域産業連携 バイオガス事業) 等 			
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権実施契約締結日(H28.8.31)から以下の運営権存続期間終了日まで。 			
	対象路線	終了日	事業期間	
	知多 4 路線(①~④)	H58.3.31	約 29.5 年	
	猿投グリーンロード	H41.6.22	約 13 年	
	衣浦トンネル	H41.11.29	約 13 年	
	衣浦豊田道路	H46.3.5	約 17.5 年	
	名古屋瀬戸道路	H56.11.26	約 28 年	
事業類型	<p>独立採算型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の運営・維持管理業務は運営権者による独立採算、改築業務(ICの新設等)は公社が費用負担、附帯事業は運営権者による独立採算、ほかに任意事業は実施主体による独立採算。 ・ただし、道路に関する実績料金収入が計画料金収入から 6%を超えて増加した場合、6%を超える料金収入相当額は公社に帰属(運営権者が公社に支払う)、6%を超えて減少した場合、6%を超える料金収入相当額は公社の負担(公社が運営権者に支払 			

	う)、6%以内の増減の場合には料金収入相当額は運営権者に帰属若しくは運営権者の負担。												
官民の役割分担	<p>【公共の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社の公的な性質上継続する業務 ・モニタリングに関する業務 ・その他の事務に関する業務 <p>【民間事業者の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営権設定路線の維持管理・運營業務 ・改築業務:知多4路線におけるICの新設・IC出口の追加等 ・附帯事業及び任意事業:PA及び事業区域内外における事業の実施 												
VFM	<p>・公社自らが実施した場合に事業期間中に得られる利益を現在価値に割り戻したものと、優先交渉権者が提案した運営権対価を公社が受領した場合の収支を現在価値に割り戻したものを比較。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>公社自らが実施した場合</th> <th>運営権対価を受領した場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収支</td> <td>116,937 百万円</td> <td>139,068 百万円</td> </tr> <tr> <td>収支を現在価値化</td> <td>103,306 百万円</td> <td>120,279 百万円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td></td> <td>16,973 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	公社自らが実施した場合	運営権対価を受領した場合	収支	116,937 百万円	139,068 百万円	収支を現在価値化	103,306 百万円	120,279 百万円	差額		16,973 百万円
区分	公社自らが実施した場合	運営権対価を受領した場合											
収支	116,937 百万円	139,068 百万円											
収支を現在価値化	103,306 百万円	120,279 百万円											
差額		16,973 百万円											
運営権対価の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権対価は「運営権対価一時金」、「運営権対価分割金」から構成され、別に「運営権対価分割金に係る利息」を支払う。 ・対価は 1,377 億円、内一時金は 150 億円 												
事業者 ◎は代表企業 ◆は地元企業	<p>愛知道路コンセッション(株)</p> <p>【出資企業】</p> <p>◎前田建設工業(株)、森トラスト(株)、大和ハウス工業(株)、大和リース(株)、セントラルハイウェイ(株)◆</p> <p>【連携企業】</p> <p>Macquarie Corp. Holdings Ltd.</p>												
応募グループ	・5 グループ												
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 2 月に愛知県は特措法に関する規制の特例措置を求める特区を提案。 ・特区提案に対する国交省の回答を受け、平成 24 年 8 月に「民間事業者による有料道路事業の運営に関する検討会」を設置。 ・平成 26 年 4 月に「基本的考え方(案)」を公表し、民間事業者に対する意見募集を実施。 <p>【実施方針公表以降のスケジュール】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成 27 年 10 月</td> <td>実施方針の公表</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 11 月</td> <td>募集要項等の公表</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 2 月</td> <td>第一次審査結果の通知</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 6 月</td> <td>優先交渉権者の選定</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 8 月</td> <td>運営権実施契約の締結</td> </tr> </tbody> </table>	平成 27 年 10 月	実施方針の公表	平成 27 年 11 月	募集要項等の公表	平成 28 年 2 月	第一次審査結果の通知	平成 28 年 6 月	優先交渉権者の選定	平成 28 年 8 月	運営権実施契約の締結		
平成 27 年 10 月	実施方針の公表												
平成 27 年 11 月	募集要項等の公表												
平成 28 年 2 月	第一次審査結果の通知												
平成 28 年 6 月	優先交渉権者の選定												
平成 28 年 8 月	運営権実施契約の締結												
官民対話の実施内容	<p>①検討会における民間ヒアリング(平成 24 年 10 月・4 社(金融 2 社・商社・運輸))</p> <p>②民間事業者からの意見募集(平成 26 年 4 月):民間事業者は県から開示された資料に基づき意見書を提出。</p> <p>③実施方針公表後の説明会開催及び質問回答の公表(平成 27 年 10 月～11 月)</p> <p>④募集要項等公表後の説明会開催及び質問回答の公表(平成 27 年 11 月～平成 28 年 1 月)</p>												

⑤競争的対話の実施(平成28年3月～4月):民間事業者は事前質問書を提出し、個別対面にて対話を実施(1者につき3時間程度・3～4回実施)。

■PPP/PFI手法導入の効果

・効率的な事業運営の実現や低廉で良質な利用者サービスの提供、長期・継続的な事業運営の実現に加え、運営権者が近傍に立地する商業施設その他の事業と連携することにより、道路の利便の増進を図るとともに、沿線開発等による地域経済の活性化といった効果が期待できる。

《コンセッション対象8路線》



(出所)国土交通省公表資料

<補足>実施方針公表前の官民対話等にて提示された資料

<p>民間事業者からの意見募集(平成26年4月)</p>	<p>【公表資料】:有料道路コンセッションに関する基本的考え方(案)・要求水準の概要(案)・リスク分担表(案)・愛知県道路公社維持管理水準</p> <p>【貸与資料】:インフォメーションパッケージ(愛知県道路公社の概要・路線概要・財務情報・主要資産一覧表)</p> <p>～関心表明書及び誓約書を提出した民間事業者に意見書を期限までに提出することを条件に貸与。</p>
------------------------------	--